

施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、燃油価格等の高騰に直面する施設園芸農業者及び水産養殖事業者（以下「施設園芸農業者等」という。）の経営強化を図るため、施設園芸農業者等が実施する生産コスト削減、生産性向上に資する機器の整備又は資材導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる経費及び補助率等)

第2条 この補助金は、実施要領に基づいて施設園芸農業者等が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助対象経費、補助率等は、別表1から別表5までのとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添付し知事に提出しなければならない。この場合において、農業協同組合が組合員（以下「間接補助事業者」という。）の実施内容をとりまとめて申請することができるものとする。

- 2 前項の申請書の提出に当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。
- 3 補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助事業者及び間接補助事業者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者等は、事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(着手)

- 第6条 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者等は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。
 - 3 補助事業者等は、前項により事前着手した後に第4条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

(実績報告)

- 第7条 補補助事業者等は、事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から別途、知事が定める日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。交付決定をした年度に補助事業が完了しない場合は、補助事業者は当該年度に係る実績報告書を交付決定した年度の翌年度の4月10日まで知事に提出しなければならない。
- ただし、既に補助事業が完了している場合は、交付決定通知から1箇月以内に提出するものとする。
- 2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たっては、当該補助事業対象経費から消費税及び地方消費税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。
- 2 実績報告及び交付請求に補助対象外経費が含まれている場合、交付請求額から減額して補助金の額を確定することがある。
 - 3 知事は、交付すべき補助金額の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
 - 4 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

- 第10条 知事は第5条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 第12条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増

加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) 第5条の規定による申請なく、事業内容等を変更した場合

(5) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第11条 補助事業者等は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者等は、取得財産のうち1件当たりの取得金額が50万円以上の機器（以下「処分制限財産」という。）については、財産管理台帳（様式第8号）を整備するとともに、補助金交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林水産省令第18号）」を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、処分制限財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者等は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を得なければならない。

3 知事は、補助事業者等が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保管)

第13条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまで整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。ただし、間接補助事業者は正副各1部を農業協同組合に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月9日から施行し、令和4年12月16日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

別表1(第2条関係)

補助対象事業

補助対象事業	<p>1 施設園芸等経営強化支援事業</p> <p>施設園芸農業者が令和4事業年度に加温を開始する施設栽培、又は水産養殖事業者が令和4事業年度の養殖のために実施する別表3に定める機器の整備及び資材の導入</p> <p>2 経営強化奨励金</p> <p>施設園芸農業者が別表4に定める経営強化に資する対策を早期に取り組むことにより減収が見込まれる場合、定額で奨励金を支給</p>
--------	--

別表2(第2条関係)

事業実施主体

施設園芸農業者	<p>県内に居住又は事業所が所在し、1年以上化石燃料を使用して施設園芸(果樹、野菜、花き)を営む以下の者で、「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入している者、又は令和5年度に加入することを確約する者。</p> <ul style="list-style-type: none">・農業者(農業者、農事組合法人及び農地所有適格法人)・その他知事が認めるもの
水産養殖事業者	<p>県内に居住又は事業所が所在し、1年以上水産養殖業を営む以下の者で、「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入している者、又は令和5年度に加入することを確約する者。</p> <ul style="list-style-type: none">・水産養殖事業者・水産業協同組合法に基づいて設置された漁業協同組合・その他知事が認めるもの

別表3(第2条関係) 対策の種類、補助対象機器・資材、補助率等

施設園芸等経営強化支援事業

(1) 施設園芸農業者

対策の種類	補助対象機器・資材	補助率	補助限度額
1 省エネ機器・資材導入	(1) 機器導入 ①循環扇 ②多段サーモ ③ヒートポンプ ④環境制御装置	3分の2 以内	1事業実施主体当たり 補助上限額300万円以 内。下限額は、10万円と する。
	(2) 資材導入 ①外張資材高度化 ②内張カーテン ③多層被覆資材 ④送風ダクト ⑤バーナーノズル交換・ 点検		
2 省力化機器導入	機器導入 ①自動換気装置 ②常温煙霧機		
3 生産性向上機器・資材導入	(1) 機器導入 ①炭酸ガス発生装置		
	(2) 資材導入 ①遮熱被覆資材 ②遮光被覆資材		

※機器・資材は新規のみを対象。ただし、資材は1(2)①、②、③については高度化に該当する場合は対象とする。

※ヒートポンプは既設の化石燃料を熱源とする暖房機と併用して使用するために導入するものを対象とする。

(2) 水産養殖事業者

対策の種類	補助対象設備	補助率	補助限度額
1 省エネ機器導入	機器導入 ①照明 ②冷凍・冷蔵設備 ③水中ポンプ ④モーター類	3分の2 以内	1事業実施主体あたり 補助上限額300万円以 内。下限額は、10万円と する。
2 省力化機器・資材導入	(1) 機器導入 ①フィッシュポンプ ②自動選別機 ③自家発電機 ④養殖用水車 ⑤自動給餌器 ⑥水質観測機 ⑦自動検卵機 ⑧紫外線殺菌灯		
	(2) 資材導入 ①養殖用防鳥ネット		

※照明及び冷凍・冷蔵設備は新規に導入するものを対象とし、更新は対象外とする。

別表4(第2条関係) 対策の種類、補助対象、補助率等

経営強化奨励金

区分	補助率	交付単価	支給対象となる対策
施設果樹	定額	15万円/10a	ヒートポンプ、環境制御装置、内張カーテン、自動換気装置、外張資材高度化
施設野菜			
施設花き			

※ 上記対策を令和4年12月16日以降に実施し、対策実施した施設面積に上記単価を乗じた金額を支給(千円未満は切り捨て)

別表 5（第 2 条関係）

補助対象経費

別表 3 に定める補助対象機器・資材の導入にあたり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

（1）施設園芸農業者

対策の種類	補助対象経費	補助対象外経費
1 機器導入	機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための工事、電気工事含む）等	中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品購入費、キュービクル(受電設備)、附帯する資材のうち消耗品に当たる代金等
2 資材導入	被覆資材代、付帯資材代、設置工事費	廃棄・撤去費、附帯する資材のうち消耗品に当たる代金等

※なお、資材設置工事を他の農業者に依頼して実施する場合は、設置工事費の上限事業費は施設面積 10 a 当たり 12 万 6 千円とする。

※消費税及び地方消費税は対象外。

（2）水産養殖事業者

対策の種類	補助対象経費	補助対象外経費
1 機器導入	機器代、付帯設備代、設置工事費（本体設置のための工事、電気工事含む）等	中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品購入費、附帯する資材のうち消耗品に当たる代金等
2 資材導入	資材代、付帯資材代	廃棄・撤去費、設置工事費、附帯する資材のうち消耗品に当たる代金等

※消費税及び地方消費税は対象外。